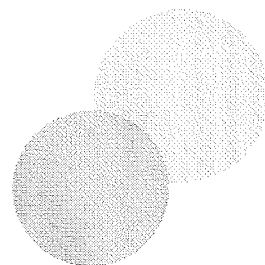


2010 冬の無料公開セミナー



科目別プレレクチャー

上級レベルアップセミナー 〔消費税法〕

知ればナットク

消費税法平成22年度改正点!

TAC 税理士講座

<TAC>無断複写・複製を禁じます

目 次

	ページ
1 はじめに.....	1
2 課税事業者の選択等.....	2～3
3 基準期間がない法人の納税義務の免除の特例.....	4～9
4 簡易課税制度.....	10～11

1 はじめに

通常、税理士試験の出題はその年の改正が反映されますので、平成23年度の第61回本試験では、平成22年度改正及び平成23年度改正を織り込んだ出題がされることになります。

1月からの上級コースにおいては、平成22年度改正を最初から反映した教材で学習していきますから、改正の概要を知った上で講義に臨むことが、まさにスタートダッシュにつながります。

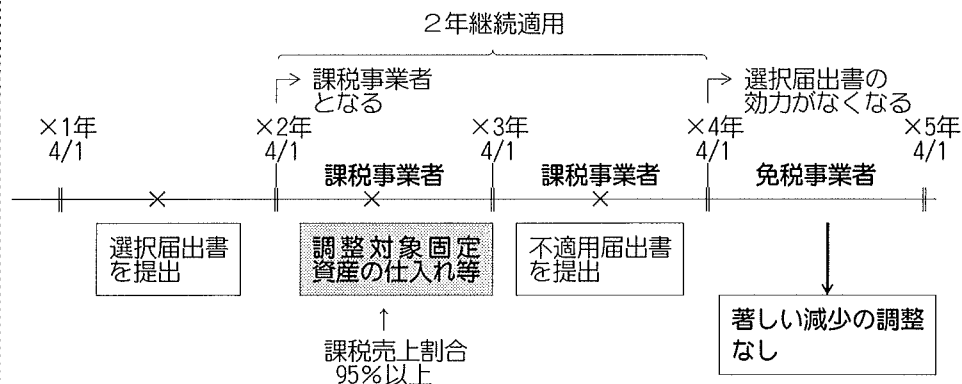
今回のセミナーでは「平成22年度改正」の中から「課税事業者の選択」、「基準期間がない法人の納税義務の免除の特例」及び「簡易課税制度」にスポットをあててご紹介します。

まずはその改正に至った背景について確認を取りましょう。

<調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の制限規定の背景>

従来、事業開始等に伴う、非課税売上げに対応する固定資産（例：居住用賃貸アパート）の取得について、その固定資産を取得した課税期間において当該固定資産を貸付けの用に供さないことにより、固定資産を取得した課税期間の課税売上割合を95%以上にした場合には、当該固定資産に係る課税仕入れ等の税額につき仕入税額控除を受けた後、事業者免税点や簡易課税制度を利用することにより、課税売上割合が著しく減少した場合であっても、仕入税額の調整（著しい減少による調整）を免れることが可能であった。

【従前の具体例】（課税事業者選択の届出等をした場合）



平成22年度の改正により、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の規定が創設され、調整対象固定資産の仕入れ等を行った課税期間から原則として3年間は免税事業者となることができず、また、簡易課税制度により仕入税額控除を適用することもできなくなりました。

これにより、仕入れ時の過大な控除税額については、第3年度の課税期間において調整されることとなり、仕入控除税額の調整措置の適正化が図られることとなりました。

それでは、その背景を踏まえ各規定の改正内容を見ていきましょう！

2 課税事業者の選択等

課税事業者の選択を受けていた事業者がその提出制限の期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等を行った日の属する課税期間を含めた3年間又は4年間は、課税事業者選択の不適用が制限される。

なお、この規定は、平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者で、かつ、同日以後に開始する課税期間から適用される。

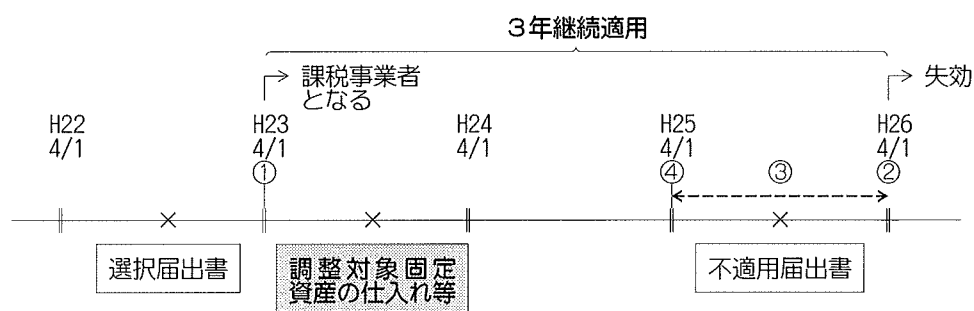
1. 内 容 (法9⑦)

課税事業者を選択した事業者が、「消費税課税事業者選択届出書」の効力が生じた課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間(注1)中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合(注2)には、提出制限の原則にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することができない。

(注1) 簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。

(注2) 事業を開始した日の属する課税期間等、一定の課税期間においてその届出書の提出前にその仕入れ等を行った場合を含む。

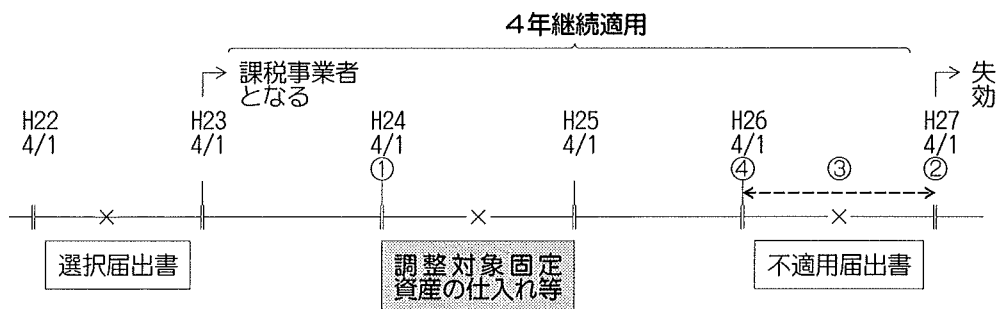
<ケース1> 課税事業者となった1期目に調整対象固定資産の仕入れ等をした場合



調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から 3年を経過する日の
①(H23.4.1) ②(H26.3.31)

属する課税期間の 初日以後 でなければ、不適用届出書を提出することができない。
③(H25.4.1~H26.3.31) ④(H25.4.1~)

<ケース2> 課税事業者となった2期目に調整対象固定資産の仕入れ等をした場合



調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から 3年を経過する日の
 ①(H24. 4. 1) ②(H27. 3. 31)

属する課税期間の 初日以後 でなければ、不適用届出書を提出することができない。
 ③(H26. 4. 1～H27. 3. 31) ④(H26. 4. 1～)

2. 不適用届出書の提出がなかったものとみなす場合 (法9⑦)

1. の場合において、調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日からその仕入れ等の日までの間に課税事業者選択不適用届出書をその納税地の所轄税務署長に提出しているときは、その届出書の提出は、なかったものとみなす。

課税事業者選択不適用届出書を提出した事業者が、その届出書の提出日以後、その提出日の属する課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより、1. の提出制限の適用を受けることとなった場合には、課税事業者選択不適用届出書の提出はなかったものとみなされ、引き続き課税事業者選択届出書の効力が存続する。

3. 調整対象固定資産の仕入れ等 (法9⑦)

国内における調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物(他の法律等により消費税が免除されるものを除く。)の保税地域からの引取りをいう。



プラスα 調整対象固定資産を売却した場合 (基通1-4-15の2)

調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の提出制限の規定(法9⑦)は、調整対象固定資産の仕入れ等を行った後、その調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、適用される。

③ 基準期間がない法人の納税義務の免除の特例

1. 内 容 (法12の2①)

新設法人のその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間については、**納税義務は免除されない。**

資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人の、「第1期」「第2期」については、納税義務が免除されないこととなる。

※ 適用されない場合

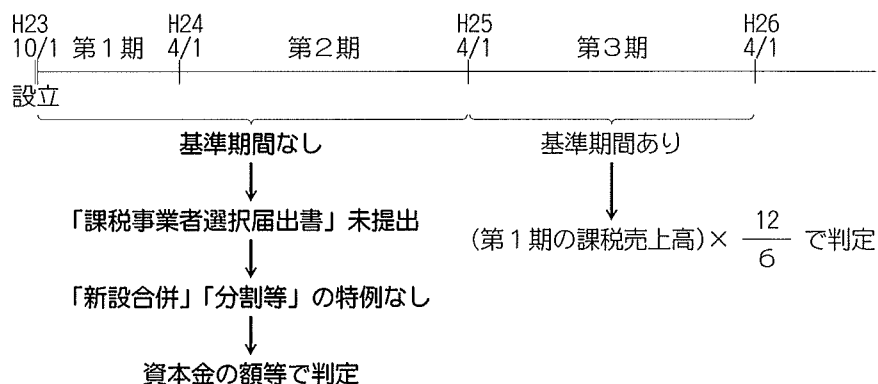
① 課税事業者の選択

課税事業者を選択したことにより納税義務を有することとなる法人には、本規定の適用はない。

② 「新設合併」及び「分割等」により設立された法人

「新設合併」「新設分割子法人」のそれぞれの「納税義務の免除の特例」により納税義務を有することとなる法人には、本規定の適用はない。

【図 解】 新たに法人を設立した場合



2. 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合(法12の2②)

新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(注)中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その新設法人のその仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

(注) 簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。

新設法人がその基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等を行った日の属する課税期間を含めた3年間又は4年間は、課税事業者となる。

なお、この規定は、平成22年4月1日以後に設立された法人に適用される。

※ 適用されない場合

① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合

その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える法人には、法12の2②の適用はない。

② 課税事業者の選択

課税事業者を選択したことにより納税義務を有することとなる法人には、法12の2②の適用はない。

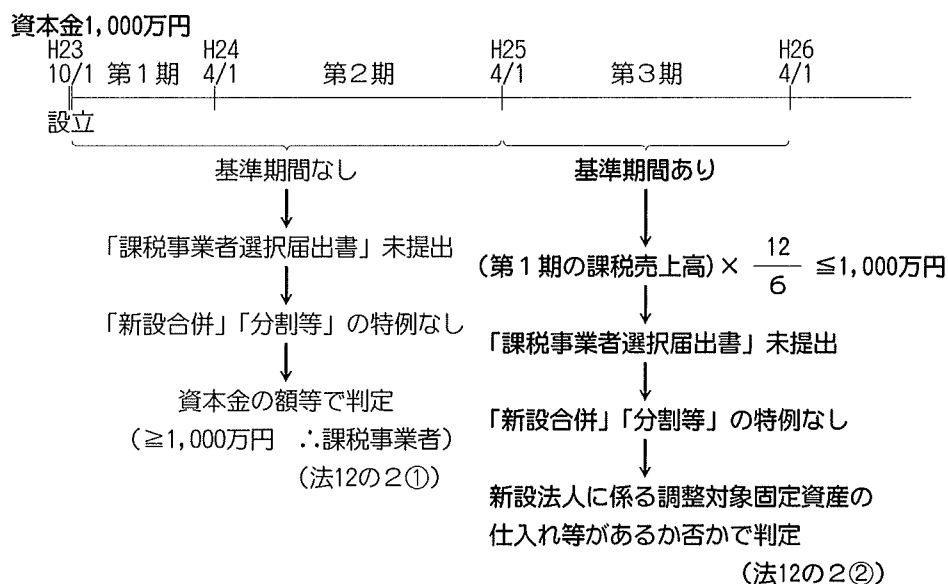
③ 「新設合併」及び「分割等」により設立された法人

「新設合併」「新設分割子法人」のそれぞれの「納税義務の免除の特例」により納税義務を有することとなる法人には、法12の2②の適用はない。

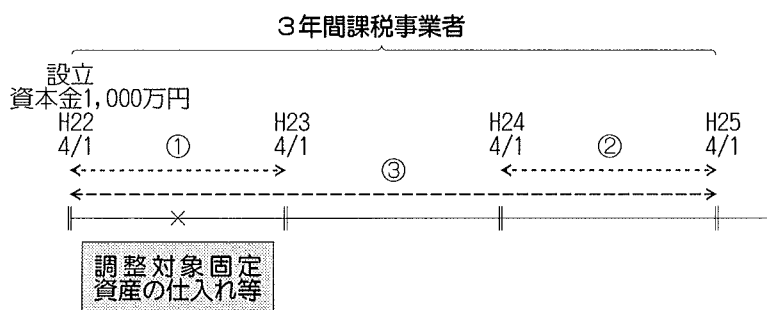
④ 基準期間がない法人の納税義務の免除の特例の適用を受ける新設法人

法12の2①(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)により納税義務を有することとなる法人には、法12の2②の適用はない。

【図 解】 新設法人の場合



<ケース1> 設立1期目に調整対象固定資産の仕入れ等をした場合



調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から

①(H22. 4. 1~H23. 3. 31)

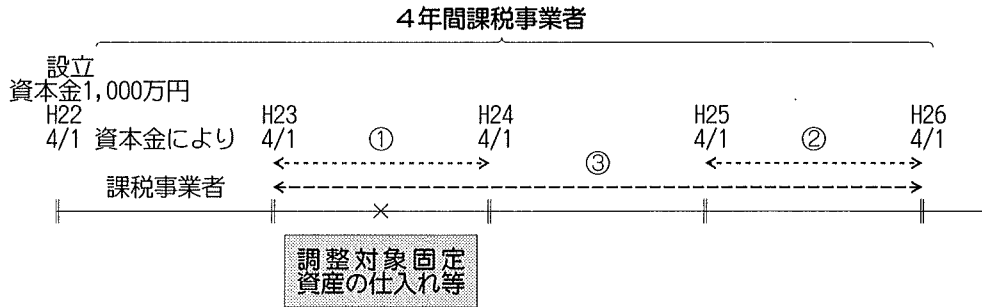
その課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの

②(H24. 4. 1~H25. 3. 31)

各課税期間における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

③(H22. 4. 1~H23. 3. 31、H23. 4. 1~H24. 3. 31、H24. 4. 1~H25. 3. 31)

<ケース2> 設立2期目に調整対象固定資産の仕入れ等をした場合



調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から

①(H23. 4. 1~H24. 3. 31)

その課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの

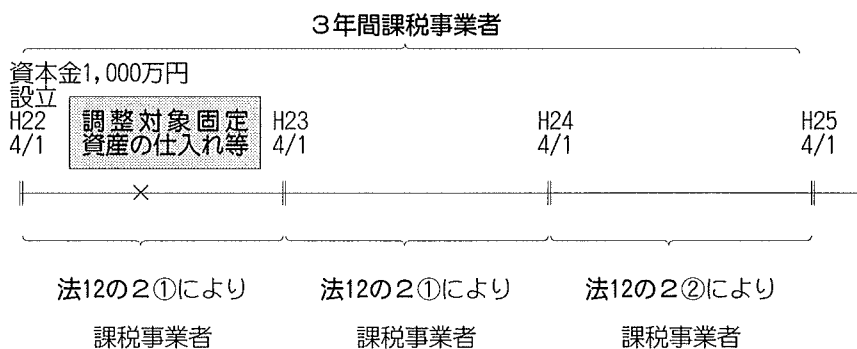
②(H25. 4. 1~H26. 3. 31)

各課税期間における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

③(H23. 4. 1~H24. 3. 31、H24. 4. 1~H25. 3. 31、H25. 4. 1~H26. 3. 31)

プラスα 法12の2①と重複する場合

基準期間がない課税期間については、基準期間がない法人の納税義務の免除の特例（法12の2①）が適用され、基準期間がある課税期間について制限を受ける場合には、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の規定（法12の2②）が適用される。



3. 適用対象法人(法12の2②、基通1-5-21)

その事業年度の基準期間がなく、かつ、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人(＝新設法人)

(注) 1. の規定が適用される新設法人とは、その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である新設法人をいい、法12の2①「基準期間がない法人の納税義務の免除の特例」の適用を受ける新設法人に限らない。



プラスα 調整対象固定資産を売却した場合(基通1-5-22)

調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の新設法人の規定(法12の2②)は、調整対象固定資産の仕入れ等を行った後、その調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、適用される。

<T A C>無断複写・複製を禁じます（税11）

<メ モ>

4 簡易課税制度

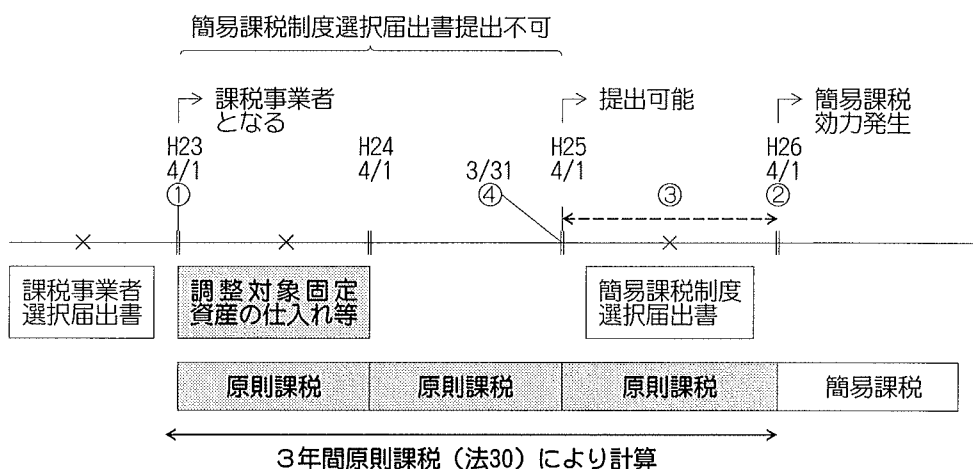
課税事業者の選択を受けていた事業者がその提出制限の期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合、又は新設法人が基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等を行った日の属する課税期間を含めた3年間又は4年間は、簡易課税制度の選択適用が制限される。

なお、この規定は、平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後に開始する課税期間、又は平成22年4月1日以後に設立した法人に適用される。

1. 内 容 (法37②)

事業者が、課税事業者の選択不適用又は新設法人の特例に係る調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の適用を受ける場合には、それぞれに規定する仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができない。

【具体例】 課税事業者選択届出書を提出した場合



調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から 3年を経過する日の
①(H23. 4. 1) ②(H26. 3. 31)

属する課税期間の 初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出するこ
③(H25. 4. 1~H26. 3. 31) ④(~H25. 3. 31)

とができない。

2. 選択届出書の提出ができる場合 (法37②)

事業者が、事業を開始した日の属する課税期間その他の一定の課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、1. の提出制限の適用はなく、消費税簡易課税制度選択届出書を提出することができる。

事業を開始した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受ける場合は、調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合であっても、簡易課税制度選択届出書を提出し、提出をした課税期間から簡易課税の適用を受けることができる。

3. 選択届出書の提出がなかったものとみなす場合 (法37③)

1. の場合において、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日からその仕入れ等の日までの間に簡易課税制度選択届出書をその納税地の所轄税務署長に提出しているときは、その届出書の提出は、なかったものとみなす。

簡易課税制度選択届出書を提出した事業者が、その届出書の提出日以後、その提出日の属する課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより、1. の提出制限の適用を受けることとなった場合には、簡易課税制度選択届出書の提出はなかったものとみなされ、仕入税額控除の計算方法は、原則課税の適用を受けることとなる。



プラスα 調整対象固定資産を売却した場合 (基通13-1-4の3)

調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の提出制限の規定 (法37②) は、調整対象固定資産の仕入れ等を行った後、その調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、適用される。



研究 災害等があった場合の簡易課税制度の届出に関する特例 (法37の2①)

調整対象固定資産の仕入れ等を行った一定の事業者は、その仕入れ等の課税期間から一定期間は簡易課税制度選択届出書の提出が制限されるが、災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例 (法37の2①) の適用を受けようとする場合には、当該提出の制限は適用されない。つまり、調整対象固定資産の仕入れ等を行った課税期間から制限を受ける期間内であっても、簡易課税制度による仕入税額控除の適用を受けることができる。